京城新聞

寄書

宋内相に問ふ

日戸「天嘯」寄

試みに足下に問はん此に一大臣あり細作を放つて人の陰事を探ぐり訐て以て直となし平地に波瀾を起すものあらば足下之れを目して政治の適材となすか自個以上の勢力に攀縁し所謂御信任の厚きを鼻に掛けて公私の別無く我意を逞ふする者あらば足下之れに許すに丈夫の面目を以てするか社稷の安泰民人の平和を希ふよりも寧ろ自個若くは自黨の勢力を得るを以て平生の志と爲す者あらば足下之れを評して大臣の資格ありと爲すか強者に諂和し弱者に威臨し苟くも吾に利ならざる者は構陷讒誣せずんば休まざらんとす這種の動物足下之れを指して士人の價値ありと爲すか必ずしも足下を以て之れに類せりと斷定するに非らざれども韓國の大官中に若し此の如き奸物ありとせば所國の平和を攪亂する似非政治家として足下之れを彈劾せんとせざる歟

聞說く内部近來舊大官の非行を調査し其證左ある者嚴罰假借せず以て行政刷新風氣改善の資に供せんとすと趣向や甚だ好し願くは歩を進めて極度に及ぼし彼に厚く我に薄きの笑を取る勿れ之れに關して好材料あり昨夏事變の際朴泳孝、南廷哲、李甲魚潭等陰謀の嫌疑ありとて侍衛隊云々の怖るべき流言の下に拘囚せられ兩國の新聞熾んに揣摩臆說を傳へ一世の耳目之れが爲めに驚動迷悶せられたりき彼等果して陰謀を企てしか或は政爭構陷の犧牲となりしか今に到つて世の疑ふ處内部宜しく先づ事の眞相を精査し此の流言を放ちし者を嚴詰して日韓の疑惑を釋くべし收賄誅求斯の如きは區々の問題のみ世に惜むべきは勢權爭奪の野心より人を陷れ世を欺く程大罪なるは無し

更に一材料あり雲峴宮と一進會との係爭問題たる龍川府内の田畓訴訟是れなり量按其他の書類の示す所に由れば雲峴宮の所有權明々たるに關らず農商工部は之れを國有地と認めて一進會に貸給せるなり勿論此間には種々の理由と論據とあるべし是れ尚ほ可なり玆に奇怪に耐へざるは現地方局長と衛生局長とが龍川府尹兪鎭哲を招見して其曾て認許せる雲峴宮の土地家屋證明書は誤認なりしとの自筆の證文を徵收せしに在り府尹自らの發意なりしか或は勢壓に餘儀なくされしかは目下韓人間の大疑問たり果然府尹は數日前韓國新聞紙に廣告し右誤認云々の證文は予の本意に非らず内部の威迫已むを得ずして執筆せる者と驚くべきかな今の時に在りて斯かる怪現象の演出せらるゝは新政上看過す可からざるの問題足下内部大臣たり職を執る宜しく公正無私一毫曖昧を挾むを許さゞるべし吾人方に此一事の左右を待つて現政府の鼎の輕重を問はんと欲するなり

吾人の足下に問ふ處豈に此に止まらんや世には權貴官吏を物の數とせる勇士無きに非らず日韓の現狀保護政策の適否如何は今や漸く世上識者の注目を惹き足下等の私行公施を調査研究する者東西續出す此輩主張定まるの日必ず先づ足下に向つて言戰を挑む者出で來らんと此時に當つて足下等如何に統監の信用を振り廻すも恐らく一笑殺に附し去らるべし堂々論戰の準備今より必要あり何の暇あつて亦他人の微瑕を數へんや

暴動以來全韓の不平殆んど足下一人に向て注射し來るの狀あり此間に處して毅然自ら立ち宋一流の主張を立て貫きし處韓種に似氣なき快男子として推賞に價する者あり只惜らくは足下政治の大體に通せず緩にすべき者之れを急にし後にすべき者之れを先きにし大綱を問はずして小節に拘々す例せば妓生の頭髮を日本風に改良する問題の如き足下個人としては或は急要ならんも此の忙々地の政界他の百般の大問題を差措て一に妓生改良に熱心するの觀人をして噴飯に禁へざらしむ

至心足下に告ぐ歐米を漫遊して廣く智識を世界に求め來れ「ルーズベルト」や「ブライアン」と膝を交へて列強の形勢を說き政治の興味を喫し來れ京城や東京にて酒席の間に蒐集せる智識のみを用て「バルカン」半島に彷彿たる朝鮮百年の經營を立てんとするは斷じて難し

爾後大問題の起る每に或は南山邸に來訪し或は紙上に参見して尊慮を聞んと欲す今は只薄弱なる第一箭を放て名刺に代用する耳

●民刑訴訟規則（續）

第三十九條　上告の對手者は其判決ある前に附帶上告を行ふことを得刑事は上告裁判所の檢事も亦同じ

第四十條　上告裁判所は原判決を取消す場合に事實に當りて審理する必要ありと認むる時は事件を原裁判所に還送するか原裁判所と同等なる他裁判所に移送し判決を行ふ可し

事件の還送又は移送を受けたる裁判所は其事件に當りて上告裁判所の行ひたる法律上判斷に基き更に審問及判決を行ふ可し

第四十一條　上告判決は宣告又は送達に依りて此を告知す但刑事には送達前と雖も判決の執行を行ふも妨げなし

第四十二條　上告に關しては第三十一條乃至第三十三條の規定を準用す

第四十三條　抗告は本法にて特許したる場合に限り此を行ふことを得

第四十四條　抗告期間は裁判宣告日より民事は七日刑事は三日とす但宣告せざる裁判に當りては其送達日又は裁判ありたるを知りたる日より起算す

第四十五條　抗告は其申提書を原裁判所に提出して此を行ふ

原裁判所は抗告の理由ありたる時は前裁判所を更正し理由なき時は速かに訴訟記錄を抗告裁判所に送致す可し

第四十六條　抗告裁判所は抗告の理由なき時は此を却下し裁判を行ふ理由ありたる時は原裁判を取消し更に裁判を行ふ可し

第四十七條　訴訟關係人が天災其他避くべからざる事變に因りて故障又は控訴上告抗告に關し定めたる期間を遵守する能はざる時は原狀回復の申提を行ふことを得

第四十八條　原狀回復の申提期間は障碍の止みたる日より民事は十四日刑事は五日とす

（未完）

小說

新不如歸（六十）

篠原嶺葉著

かくあらうとは覺悟しながらも道ならぬ事を爲たと云はぬばかりの奈加子の辭に悲しみは悲みを呼び起して、裂けもせんばかりの胸を少に押へて、

「何と有仰いましても、い……い……致し方はありませんけれど、御酩酊なすつて被在やるもんですから、皆な留守ですから又れ出で下さいと申しましても、れ歸りにはならないし、種々な事を有仰つて果は無……無法な事を爲さうかけたもんですから、力限り爭さうて居た所へ、貴方がれ歸り下さつたので、漸くれ歸りになつたのでございます、決して猥な事なんか致した覺はございません。」

幾度か涙に聲を奪はれんとして、漸く云つた、終るか終らぬに、奈加子の眼はキラリと光つて、

「いくら足柄さんが酩酊してれ在でなすつたからつて、他の家の娘ぢやあるまいしれ前さんを自分の友人の嫁だ位の事の解らん理もあるまい、同僚の妻と云ふ事を知つてながら、猥褻がましい話を爲かけたり、可厭な振舞をなさると云ふのは、何かしら其處に事情があつたに相違ない……私が惡う云へば無理でも云ふやうに思ふか知らないけれど、誰になりと聞かせて見なさい、誰だつて然うとしきや思へない、又た前さんは淫猥な事なんかした覺は無いと云ひだが、私の目はいくら耄碌しても板節の穴とは違ひますよ、先刻私が襖を開けた時れ前さんは甚麽樣子を爲てました、私が云はなくつても自分に覺があるでせう、れゝそれとも嬉しいのに現を拔して覺がないと云ふなら、念のため聞かしてあげやうから能くれ聞きなさい。」

「阿母樣、何も彼も私が惡かつたんでございますから、どうぞ御免遊ばして下さいまし。」

「いゝね、れ前さん誤らなくたつて可うござんす、猥な事爲た覺がないとれ云ひだから、私の現在目擊だけの事を云ふのです、れ前さんが何程爲た覺がないとれ云ひでもあの時れ前さんは奈何して居ました、現在足柄さんがれ前さんの其手を握つて、ヒッタリ傍に凭り添ふて居たぢやありませんか良人のある妻君が他所の男に手を握らせたり傍に寄り添ふたりして居りながら、猥褻な行爲をした覺がないと云つて、それで言譯が立つか立たんか、能くまあ考へて見なさい。」

「阿母樣の有仰る事は、一々御道理でございます、そりや有仰る通り相違ございませんけれど、何を申上げても酩酊して被在やるもんですから、れ聞き入れなさらないであゝ云ふ亂暴な事なさるんですから、只今も申しましたやうに、私取られた手を放さうと焦つてる所へれ歸りなさいましたので決して私からどうか爲た理ぢやございませんから、どうぞ行屆かない所は幾重にもれ詫申しますゆゑ、れ免遊ばして下さいまし。」

「いゝね、そりやなりません、悴から留守居を頼まれた私の役目が立ちません、又私にしてからが、良人の不在中に他の男と巫山戯た仕業を爲るやうな嫁さんと一緒に居る事はなりませんから、これから實家へ歸つて下さい、本來ならば媒酌人かられ實家へれ話するのが順序だけれどれ前さんは媒酌人なしに悴が勝手に貰ひ受けた嫁さんだから然う云ふ順序履む理にも行かない、荷物なんかは明月にも此方から送ります、そして又委細の事は誰か頼むで話に遣りますから、右も左今晩はれ竹に送らすから、どうぞ實家へ歸つて行つて下さい。」

と、嚴しく言ひ渡した。

京城新聞

民長官選問題

余輩は平生韓國在留邦人に對する我官憲の干渉に過る傾向あるを打破せんとするものなり、在留邦人取締機關の複雜なるを感ずるものなり、在留邦人自治の機關たる民團は統監府に直轄せられて理事廳の如き中間の官衙を經由するの必要なきを信ずるものなり、民團は更に一層自治機關の眞面目を發揮するの必要を感ずるものなり、植民地には新進鋭敏の活氣を充溢せしむることの必要を感ずるものなり、保守敦厚の英國人が米大陸に移住して活氣を現はし新進氣鋭の風を起したるが如きを望むものなり、祖國の舊慣古例を脱して植民地に入るもの丶多くは全力を擧げて新天地を開拓せんとする意氣あり、政治家は此等勇壯の國民を利導して植民政策に功績を擧げざる可らずと信ずるものなり、之を取締るの官憲は成るべく干渉を避けて任意に活動せしむるの利あるを信ずるものなり、自治の氣風を充分に發達せしむるは植民地經營の要素なり、由來官憲萬能は東洋の惡癖なりと信ずるものなり、然るに昨日の統監府令は余輩を吃驚せしめたり、從來の民長民選を廢して統監の隨意任命とせられたり、御用紙の所謂選擧主義は任命主義に改められたり、今や在留邦人は官憲の干渉繁に過る感を抱ける傾向あるときに於て何等の必要ありて斯る突飛なる府令を發布するに至りし乎、御用紙の辨明は薄弱にして取るに足らず、余輩は餘りに沒常識にして官憲萬能を振り翳すの勇に驚かざるを得ず、今日の民團なるものは統監府と共に設けられたる者に非ず、在留邦人の團結に依りて其自治機關として設けられたるなり、唯統監府に依りて民團法の施行せられたるに過ぎず、決して官憲の干渉を要せざるなり、然るに自治躰の首腦たる民長を官選するに至りては自治の本旨何處にある民長官選は自治躰を蹂躙するものと云ふも不可ならじ、民長撰擧に弊害ありと辯ずるも、よし些少の弊害ありとするも自治の本躰を失ふに優れり、撰擧に弊害ありとするの論は恰も米國等にて大統領の撰擧に弊害の伴ふに依り撰擧を廢すべしとするの奇論にして到底一笑にだも價せざるなり、民團費用の點に關しては多少斟酌すべきものあるが如しと雖之とて自治の精神を破壞してまで取扱はざるべからざる程の大問題にはあらざるなり、統監府に於て官選民長に非ざれば統治上に困難あるが爲なりとすれば、余輩は更に進んで民團なるものを廢して統監府の直轄とするの優れるに若かざるを信ずるなり、統監府に殖民課を置き、在留邦人は其信任する總代を撰で交渉の任に當らしむれば可なり、敢て今日の如き中間に理事廳を介する如き復雜極まる制度を要せざるなり。

要するに民長官選は自治團の大問題なり、官憲萬能の標徴なり、在留邦人は宜しく之を研究せざる可らず、單に御用紙の爲せる淺薄なる説明を聴きて徒らに首肯默過すべきものならんや。

●對星樓茶話

▲近頃の宴席に於ては討論會開催せられ或場合に於ては餘興的に開催せられ、或場合に於ては利害の代表に使用せられ候如く聞取候斯る風習は宴席の興味を殺ぐのみならず、時として殆んど宴席より脱走的に歸度相成候

▲記者團諸君が演説に於て外交的言論に訓練せらる丶如く、其筆鋒に於ても左樣有り度ものにて候御用紙の包囲軍以一旦解散したるかと思ひしに又もや御用紙重圍の中に陷れりと可申か

▲民長は愈統監の任命によりて決定せらるべく相成候、只だ茫然として民團の前途に悲涙を禁じ能はず候、愈官權萬能の世の中となり、御用以外に於て殖民地の開拓は益々絶望と相成候、序に民團議員も官の任命にて相決候はば如何

▲官吏側より民團議員を撰出したりとて別に不思議の事に無之候、已に其撰擧權あり被撰擧權ありて、官職以外に公共事業にも盡力致度しとの事なれば宜しく歡迎致度候

▲天に豪雨あり、漢水將に氾濫せんとす、地にも洪水ありて漢城を氾濫せしめよ

▲對韓政策は伊藤公の政策に非ずして日本國民の對韓政策也

▲韓人の政權病は生活問題となれり

▲殘春の月に啼くは杜鵑也、初夏の雨に鳴くは蛙の聲也、暴徒は排日で鳴き兩班は生活難に泣く

▲亡命者は金宏集の石碑を建立せざる可らず

▲朝鮮の開化は玄關のみに在り、裏口は暗黑なり、南大門は繁榮すれども北門は零落せり。

東京電報

▲露國提督の死去

露國提督ロゼスト、ウヰンスキーは對馬海戰の負傷に依り腎臟病を惹き起し終に死去せり

▲原氏の歐米漫遊

原敬氏は八月二十五日歐米漫遊の途に就かるべし

▲地方長官會議

新内閣は九月地方長官會議を開く筈

▲駐日米大使の演説

駐日米大使は市俄古に於て日米間は何等の危險なきを繰り返し日本の野心の恐るべきは軍事よりも商業なりと說述せり（以上二十二日發）

地方電報

▲洪水と交通杜絶

洪水のため江原道金化芝浦間の交通杜絶す（二十一日金城發）

▲滊車不通

出水のため水原始興間の鐵道線路破壞され滊車不通となる（二十二日水原發）

▲漢江の增水

一昨日來強雨降り續き漢江十八尺出水其の他の河川も汎濫し京城と當地間及び各方面共交通杜絶す人畜には損害なし（二十二日春川發）

雜報

●伊藤統監の大磯着

伊藤統監一行は一昨二十一日夜無事大磯に着せられたりとの報其筋に達せり

●臨時參與官會議

本日午前九時より統監府に於て臨時參與官會議を開き私立學校令同附屬法規其の他の問題に就き會議す

●敎監會議終了

去二十一日は午後一時より開會諸問案の殘部を議了し俵次官も出席して諮問案に就き意見を述べ六時閉會一昨日は午後一時より開會敎監より敎務上の質問をなし學部當局者夫れ／＼答辯をなし大臣次官出席し大臣は閉會に關し敎監の勞を謝し尹學務局長閉會の辭を述べ午後五時閉會したり

●民團自治の破壞

（某氏談）

先立ての理事官會議の時に民長官選問題が大分八ヶ間敷かつた樣だつたがトヲ／＼實行することになつたと見ねる、一寸考へると民長の民選と官選と何の變りも無い樣だが實は大に變わるのである、今迄の民長は責任を民會及居留民全体に持つて仕事をしたのであるが官選民長は只統監に對して責任を持ち居留民や民會は眼中に置かずして仕事をすることになるのである、丁度日本の内閣の樣になるのである、官選民長とてソン立派な人間許り得られると云ふ譯もなく殊に官風を吹かせる場合には民會などゝの折合は必ず惡敷なるのである、理事官や副理事官が民長を兼任すると云ふは一寸思付の樣だ之は費用を節する點から少しは良いかも知れぬが全体監督者と被監督者とを一人に兼ねさすることは決して出來るものでないのである、余は斷言して置くが今度の改正は根本的に民團自治の精神を破壞するものにて此儘にして行かば一二ヶ年の間には百弊續出居留民は不幸を訴へ當局者も目を覺まして改正を改正するの止を得ざるに至るべきを、民團に對する當局者の思慮の足らざる措置は毎々の事ながら今回の事は亦余りに極端の淺慮を實行したるものと云ふべし云々

●漁業法の內容

農商工部水產局に於て漁業法制定のため全國の水產調査をなし法案の起草中なりし事及び同法制定に關する當局者の意見は曩に報導したる處なるが今回同草案脫稿したるを以て愈々一昨日の參與官會議及び大臣會議に付せられたる由にて其の內容を聞くに漁業を免許、許可、屆出の三とし免許漁業は左の五種にして二十個年以內の期間を以て農商工部大臣此れを許可し尙申請によりて期間を更新する事を得毎年一定の免許料を納付せしむ

一、一定の水面に一定の漁期間漁具を張設又は敷設してなす漁業
二、一定の區域內に於て養殖又は採藻をなす漁業
三、陸地には岩礁等に於ける一定の地點を漁網の曳揚又は曳寄の場所として一定の漁期間繰返し使用する漁業
四、一定の水面を漁網敷設の場所として一定の漁期間繰返し使用する漁業
五、前項の外一定の水面に對し資本勞力を費し人爲的に魚類を集合せしむる漁法を以て經營する漁業に關しては漁業者の出願により農商工部大臣に於て漁業の免許を與へ此れを保護する事を得

右の漁業權は相續、讓渡、共有、擔保及貸付の目的となす事を得又許可漁業は左の五種として地方長官の許可を受け此を營ましむ

一、陸地又は岩礁等に於ける一定の地點に漁網の曳揚又は曳寄をなす漁業にして其の地點を一定の地點として使用せざる漁業
二、風力汽力又は潮流により養網を水中に於て引曳して爲す漁業
三、機力を應用し力は人力にて漁網を以て魚類を包圍し漁船に繰上げをなす漁業
四、潛水器械を使用する漁業
五、一定の區域內に於て養殖又は採藻をなす漁業にして免許を受けざるもの

次ぎに屆出漁業とは地方官に屆出をなし鑑札を受けて營ましむるものにして以上列記以外の漁業を云ふ

右は草案の內容にして閣議を經統監の承認を得て裁可公布せらる丶迄には多少の修正あるべきも遠からず實施せられ漁業者の權利は確實となり其の取締も完全となるに至るべしと云ふ

●城壁處理委員會

第二回城壁處理委員會は昨日內部に於て開會し會長岡內部次官以下委員六名出席し決議したる事項は左の如し

一、慶尙南道晉州城壁一部無償付與請願の件
一、慶尙南道晉州城壁一部毀撤の件

の二案は尙調査を要すに付決議を延期す

一、慶尙北道大邱城壁跡を道路敷地に借用の件は可決され
一、京城周圍城壁の石材料拂下方請願の件即ち京城西大門外森下茂豐より出願したる京城周圍の城壁整理上不用に屬すべき城壁の石材類一切を土木工事材料に使用のため相當價額を以て拂下を受けたしとの件は現に不用に屬せる石材類なく且將來不用に屬すべきものありや否や未定の物件にして豫め拂下を許すを得ざるを以て許可せざる事に決し
一、城壁處理工事のため要する人夫使用方出願の件即ち京城中署渦思洞勞働夜學會幹事許瑄より近時同會の人夫閑散なるを以て各所城壁處理工事に勞働を要するときは同會の人夫を使用せられたしとの出願は現今城壁處理委員會の事業として工事を施行するものなきを以て差當り人夫の使用を要せず又他に該工事の施行者ある場合に於ては其の施行者に出願するを相當と認むるを以て本願は此れを却下する事に決せり

●土石採取規則制定

從來土石の採取は森林山野の副產物として森林法の附屬法規たる森林山野產物處分規則に依り農商工部にて取扱ひ其の他の國有地に存在するものに關しては內部に於て取扱ふ事となり居りしが採取すべき土石の大部分は山林原野に存するを以て寧ろ全部農商工部に於て取扱ふを以て官民の便宜とすと理由にて農商工部より土石採取規則を起草して一昨日の參與官會議に提出したる由なるが別段異議無く原案通り決定する模樣にて遠からず發布せらるべしと云ふ

●憲兵補助員服制

左の通り定められたり

一、帽　日本三十八年制下士以下のものに同じ但し前章は金色李花章
一、絨衣袴　日本三十八年制下士以下のものに同じ但し肩章襟章を除き衣の右膊に赤色李花章を附す
一、夏衣袴　日本三十八年制下士以下のものに同じ但し同上
一、外套　日本三十八年制下士以下のものに同じ但し肩章袖章を除き右膊部に赤色李花章（衣に同じ）附着し頭巾は同首製とす

●各裁判所開廳期

大審院及び京城控訴院を初め各控訴院、各地方區裁判所とも來る八月一日より開廳すべき旨法部令を以て發表されたり

●葉錢處分の訓令

度支部は葉錢の流通及び處理に關し各道觀察使、郡守、財務監督局長等に對し左の如く訓令したり

葉錢は携帶運搬に極めて不便なるに依り其額の通用は經濟的發達を阻害するは勿論にして銅の時價高低と國內需要の緩急に因りて奸商の乘する所となりて市價の變動窮りなく殆んど貨幣の效用を失ひ延いて內外商業貿易の萎靡不振を招くに至る故に令般勅令第四十一號を以て葉錢の通用價格及通用制限を定め補助貨を以て通用せしむることを公認し以て價格の變動を防杜し多數の通用を禁止したり故に今後は人民をして嚴に其通用制限を勵行せしめ特に葉錢に依る呼價の如き此を新貨に改用せざる者ある時は此に懇諭を加へ又命令に服從せざる者ある時は速かに報告すべし

●宋邸の政變紀念會

一昨廿一日は昨年政變紛擾の頂點に達し京城の民心恟々として何時大事の爆發するやも計られず各大臣は皆南山町なる宋大臣宅に宿泊したる當日なるを以て各大臣は統監邸なる大臣會議の歸途打揃ひて宋大臣邸に立ち寄り互に杯を擧げて當時を語り折柄降り頻る雨聲も耳に入らざりし程なりきと云ふ

●博覽會敷地の檢分

韓國勸業博覽會開設の件は未だ公表せられざるも內議愈々確定し唯だ其の時期に關し隆熙四年說及び五年說の兩說あるも四年開設に決する如く其の敷地は西大門內なる慶熙宮境內に內定したるを以て昨日農商工部より鶴岡書記官小川事務官と共に實地に就き檢分せり

●蔘圃取締巡査の派遣

內部警務局は度支部よりの請求により開城蔘圃護衛のため警部一名に巡査廿七名を隨へ四五日中に派遣す尙來月は更に十名を增加する筈なり

●海底電線の警戒

釜山海底電線の起點たる南濱海岸の起點には木標を建立し其木標附近の沿岸左右三十間の間には船舶の碇繫等禁制しあるにも係はらず昨今新來の漁業船は其木標を知らざる爲め時々同附近へ碇繫する者あるより當居留者は大に注意警戒し居りしが昔ても漁船第八四三五號外一艘は同地に碇繫し同船長は其筋の注意を受けたるが往々斯かる不覺を取る者あれば水上署にては之等沿岸の取締につき大に注意する處ありといふ

●賊徒討伐情況

△慶尙北道淸道守備隊より出したる斥候は七月十三日淸道西南四里にて賊一名を捕ふ△慶尙北道河東守備隊の中尉已下七名は韓巡査一を伴ひ七月十日河東南方二里鳩東にて十三の賊を討ち悉く之を殪し火繩銃十雜品若干を鹵獲す△慶尙北道長者分遣隊の中尉已下九名は七月十四十五の兩日長鬐南方約七里にて賊七を殪し銃四を鹵獲す又豐基守備隊より出したる下士已下九名は日韓巡查二名と七月十二日丹陽の北約二里にて火繩銃五を押收す△青松守備隊の下士已下十名は韓巡査二名を伴ひ七月十一日青松北約二里半にて賊を討伐し十二を殪し銃器五雜品若干を鹵獲す△全羅北道長水守備隊より出したる討伐隊は七月十五日長水東方一里半にて約四十の賊を討ち十五を殪し一を捕ふ鹵獲品火繩銃六其他雜品若干

●淸國萬壽節

明二十四日は淸國皇帝の御誕辰日に相當するも淸國總領事館にては暑中の爲め受賀せずと

●京商議員撰擧委員

來る二十五日執行せらるべき京城日本人商業會議所議員撰擧に就ては三浦理事官より左の通り委員長及び委員を命ぜられたり

撰擧委員長副理事官高瀨經德、同委員中村再造、田中始一郎、釘本藤次郎

●道路收用地

公州小西井里間道路開鑿の爲め其道路敷地に當る公州郡東部面、要堂面、正安面、金義郡大西面、德坪面、天安郡遠二面等に在る土地家屋の賣買、交換、讓渡、貸與、質入及び家屋墳墓の新建等は土地收用を畢る迄禁止したり

●前觀察使叙勳

二十一日前觀察使たる左の三名に叙勳ありたり

特叙勳四等賜太極章
忠淸南道前觀察使　梁在翼
全羅南道　同上　全奎昌
咸鏡南道　同上　韓南奎

●鈴木內部書記官の歸朝

韓國民移民事務取扱のため日本外務省參事官現職の儘昨年韓內部に聘せられたる書記官鈴木要太郎氏は近來韓國の移民事務一先づ終了したるを以て自ら外務省に歸任する事を希望し近々出發歸朝さるゝ筈にて歸朝の上は本省の勤務となるか或は外國駐在を命ぜらるゝか不明なりと云ふ

●京城基督敎青年會創立

今回青年團に福音的基督敎を宣傳する爲め京城基督敎青年會を創立したり

●水道給水期

漢城水道會社は來る八月一日より一般に給水することゝなりたりと

公人私人

▲宇野哲夫（志岐組常務顧問役）二十一日入京浦尾旅館
▲戒田淸澄（銀行員）三國屋旅館
▲田中丸治郎右工門（田中丸合資會社員）一昨日入京巴城館
▲若松兎三郎（元山理事官）一昨日歸任
▲三增久米吉（馬山理事官）同上
▲迫間房太郎（釜山商業會議所會頭）一昨日歸任

●近事片々

▲豪雨●沛然として降り農作には良好なるも道路の破損滊車の不通には年毎度困入候
▲降雨●毎に痛切に感ずるものは河川の修築也之が爲に良好なる雨も却て害をなす也
▲降雨●は希望するも浸害を恐るとは韓の農業河川の修理一日も捨置く可き事ならず
▲伊公●樞院議長となり統監を兼任し曾禰副統監は事實上統監の役目をなすとの事也
▲種々●の說あるも要するに統監兼任の儘樞長となり東京に留ると云ふが事實ならん
▲金允●植職島に大毎記者に語りて曰く韓國皇帝も貴國文物慣觀光の意無に非ずと
▲併し●其時機は何れの時か知るべからず唯聖斷を待つの外なしと金元老應對甚妙也
▲果し●て金元老の言ふ如く觀光の聖意あらば彼我の幸なるべきも亦は隨分難問題也
▲金元●老歸來異實に日本の狀態を披露せられば幾分其時機を早むべきか如何にや
▲大隈●伯國府津に別莊を新築し田園生活を始めたるも不相變得意の長廣舌を揮へり
▲曰く●伊藤や山縣は朝から晩まで政治に齷齪するから馬鹿になつて仕舞ふと罵倒す
▲吾輩●の如く空氣の好い處に悠々野菜を造て樂で居れば例の百廿五歲迄は請合也と
▲責任●の地に居らざる故勝手に放言せらるゝと云ふもの丶其精力の旺盛は驚く可し
▲紐育●ヘラルド特派員オール氏小村壽太郎を評して腹黑き外交官なりとは些と酷評
▲ポー●ツマスの際は內外の事情ありて不手際なるも致し方なし之を責るは余り無情
▲小村●の辛辣なる手腕は時に或は腹黑とも見らるべし併し眞の腹黑は却て歐米にあり
▲小村●に反して後藤は稱讚せらる放膽にして淡白心持よき人物也と何處迄人氣役者
▲內外●の信望を一身に集めたる後藤が今後の評判は如何余り堅くなると評判落るぞ
▲相撲●取が橫綱になると弱くなる如く余り信望を得ると惶惧して躓く事有愼むべし
▲兄の●岡田良平文部次官となり弟の一木喜德郎內務次官となる兄弟共に次官は珍し
▲兄の●岡田稱好なれども學究の風あり弟の一木は之に反して政治家として前途多望
▲信濃●有明山の麓にて捕へたる全身金色の蛇牡牝一番を崎洲辨天に献じたる者あり
▲長さ●三尺余にして余り大ならざるも全身の鱗は宛然黃金の如しとは世にも珍らし

雜報

●笹の一葉（三）

みどり生

持ち上つた事件と申しますのは外でもありませんがツマリ其の結婚の話しなのです、何んでも兩親の胸の中では私が次ぎの年學校を卒業する迄に互ひの約束丈を極めて置きたいと云ふ下心であつたらしいのですが私は此の話をチラと噂に聞きました時は何だか斯う怖いやうな恐ろしいやうな氣がいたしまして妄るでボーッとして夢のやうに思はれました、ソレも其の筈ではありませんか何んだつて漸く十六の春を迎ねた許りのまだ世間の事とては何に一つ經驗のないネンネの小娘なのですもの、尤も其の時ヨク〳〵考へて見ますと成程と心の中に思ひ當る節のなかつたこともないのです夫れは何にかと申しますると丁度半年許り以前から前橋の師範學校を卒業して近在の小學校の教師とかを奉職して居るとかいふ十九か二十許りの至つて氣の輕るさうな男が能くチョイ〳〵と私の家へ遊びに來ましたが來る度毎にいつも私が勉強して居る傍に坐はれかしくないのに獨りで笑ひながら『幾子さんは大層勉強家ですね其のやうに勉強して此の先き何んになる積りです』などお世辭混りにイヤに馴れ〳〵しく言葉を掛けて來ますが私はいつも不愛想な挨拶をして少しも受け付けないものですから手持無沙汰で母の部屋に余り母といろ〳〵な世間話しなどをして夜になつてから歸り〳〵いたしましたが何んでも其の男が大層母の氣に入りで食事の時とか茶飲み話しの後などは母は始終口癖のやうに『櫻井さんは若いにしては感心な人だ第一氣質がよくつて穩順でよく物事が分つて居る那のやうな人は今の世には珍らしい』などと申して居りましたが私は胸の中には何んだか好かぬ人と思つて居りました、結婚の話しは一日一日と進んで余つた樣子でして其の中に近在の親戚は申す迄もなく、平常餘り顔を見せない遠方の親戚などが珍らしくも余りまして二三人集まつては何んだか內所でゴタ〳〵話をして居りましたが斯ういふ事と申しますのは直ぐ知れ易いもので家の婚やはいけず近所隣りのものから果ては學校のお友達が何所から聞き知つたか知りませんが私の顔を見ますると『幾ちやんあなた學校の先生の所にお嫁入りするツて手……小さい嫁さんネ……』などと揶揄ひますので私は顔を真つ赤にし袂で隱しながら急いで家へ逃げて歸りましたが唯ホト〳〵困りましたことは近所のもの〻揶揄ふのは左程でもありませんでしたが學校のお友達から毎朝〳〵顔を見らるゝのがツラかつたのですソレから少し日を經まして或る時母が『幾一寸話があるから』と私を母の部室へ呼び入れましたから私は何の用事かと思つてしとやかに母の前へ坐りました（つゞく）

●風雨被害状況

二十日朝來天候何となくどんよりとして雨雲一天に迷離し今にも泣き出さんばかりなりしが案の通り午後より小粒の雨を降らし追々に本降りとなりしも大方は其の中に歇むならんと心待ちに待ち居りし甲斐もなく二十一日二十二日に亘りて些の小歇もあらばこそジグ〳〵と盛んに降りしきり殆んど近來稀れなる豪雨なりしかば從つて鐵道の不通、塀壁の崩壞、溝渠の汎濫、家屋の浸水、道路の破損等數知れぬ程出來したりしも別に差したる程のことなかりしはマツ仕合とこそいふべし今左に爲念二十一日迄の市内に於ける被害の状況を擧ぐれば

▲南部管内　建物崩壞二戸、石垣崩壞五個所、道路破損七個所、墻塀破壞三個所、此の外二十一日午前四時四十分頃米國人ジョンス氏の管理に係る旭町一丁目耶蘇教會堂の石垣崩壞し隣接せる歌舞伎座の土壁を押し潰し餘勢隣家の水野嘉太郎氏方に及び土塊は同人の身体を壓迫せしも幸ひ同人は當時睡眠中にて厚き蒲團を被り居りしため別に負傷はせざりしも前記歌舞伎座の損害は鮮少ならざりし由なり

▲東部管内　道路破壞一個所（此の道路破壞の爲め其の破壞せる個所より附近の河水汎濫し人家を浸さんとする勢なるを以て目下防禦工事中）警察署裏手博水洞の浸水家屋數十三

▲西部管内　瓦家一棟三間、草屋三棟十一間、瓦家一棟一間半、草屋五棟七間、日本家屋八戸、韓人家屋十三戸、石垣二十個所土墻七十個所百七十九間半、流失破壞個所四個所同上延長三百十間

▲銅峴管内　梧泉洞十三統六戸李鈍敎方家屋一間、本町八丁目思樂橋下流に巾一間高八尺の大垣、小山林洞馬蹄橋下車川邊石垣二十間、大山林洞舊橋下西川邊石垣八間、同洞八十一統一戸朴齊弼方火防一間、同洞八十一統五戸崔慶集方火防一間、同洞八十一統八戸金學成方火防二間、同洞八十七統六戸崔永模方土塀三尺、鍊井洞八十八統五戸朴業得方の土壁一間、舟橋洞七十九統九戸韓覺五方石垣三間、右は何れも崩壞又は破損せしが尚其の他にも五六個所ある由

▲中部管内　土壁二十一個所、物置小屋士臺石垣一ケ所崩壞

▲北部管内　苑洞附近の井戸一個汎濫の爲め地位不明となりし爲め十六七才の韓人知らず其所を通行中誤つて井中に落ち込みたるを以て之を認めし二人の韓人の力を協はして救ひ上げんとせる際其の二人のものも圖らず轉落せしかば他の韓人又々其の三人を救ひ上げたりしに其の中二人は息を吹き返へしたるも先きに落ち込みし少年は氣の毒にも終に其の儘相果てたりと其の他當管内には別に記すべき程の被害なし

●京城各年度戸口調査表（七月調）

明治	戸數	人口	内 男	女
十八年	一九	八九	男七一	女一八
十九年	三四	一七三	同一二八	同四五
二十年	六五	二四五	同一七〇	同七五
二十一年	八六	三四八	同二三〇	同一一八
二十二年	一三〇	五二七	同三五四	同一七三
二十三年	一三六	五三三	同三四七	同一八六
二十四年	一五七	六九八	同四九五	同二〇三
二十五年	二六九	七二四	同四九二	同二三二
二十六年	二三四	七七九	同四五七	同三二二
二十七年	二六六	八四八	同五一〇	同三三八
二十八年	四九六	一、五六六	同九八二	同五八四
二十九年	四七九	一、六二〇	同九三八	同六八二
三十年	四四五	一、五三二	同八三四	同六九八
三十一年	四五七	一、六八五	同九一三	同七七二
三十二年	五〇八	一、九一九	同一、〇三三	同八八六
三十三年	五三一	二、〇五四	同一、一三三	同九二一
三十四年	六二三	二、四五二	同一、三六八	同一、〇八四
三十五年	六八五	二、六六二	同一、四五〇	同一、二一二
三十六年	九〇三	三、六七三	同二、〇七四	同一、五九九
三十七年	一、三五〇	五、三三三	同二、九七八	同二、三五五
三十八年	一、九八六	七、六七七	同四、一六〇	同三、五一七
三十九年	三、二二六	一一、七二四	同六、四四七	同五、二七七
四十年	四、三〇〇	一四、八七九	同八、一二五	同六、七五四

●川渠浚渫

漢城内を流るゝ各川渠は數百年來徒らに塵芥汚物の投棄所となりて一度も之を浚渫したることなく之れが爲め漢城を貫通せる川の如きは殆んど六尺以上埋り居るとのことにて夏期の如き異樣なる惡臭を發して傳染病の媒介をなすに過ぎざりしが内部に於ては今回之れが浚渫を行ふことに決し愈よ天候回復次第其工事に着手する筈にて工費は四萬三千圓に尹始炳外五名之を受負ひたりと尚ほ浚渫の延長は約一萬三千八百九十四坪にして東大門附近にある水門は之を撤する由なり

●韓兵の喧嘩

近衞歩兵大隊上等兵鄭昌煥一等卒金元燦は十九日北署中子橋酒幕にて人民と相鬪毆して喧嘩するより韓巡査現場に出張し之を取鎭め加被害者兩者同行北部警察署にて取調の上身柄は所屬隊より受領の爲め來署せし下士二名に引渡したり此原因は金元燦が私服の儘酒幕に入り現場に居合せる一人の「チョンガー」が舊慣に依る禮義を素し居るを咎めたるに付他の者傍より汝の關知する所にあらずと云ひしに基因せしものにて鎭撫の爲め出張したる韓巡査に抵抗し制止を肯せざるを以て同行したるものなりと

●自然主義の發展

恩を姦通にて報ひたる痴漢韓國内藏院土木課に勤むる山の上次郎左衞門とか云ふヨボ官吏あり曾て己が恩になりたる人の妻と姦して當世流行の自然主義を發揮したること實に人面獸心とも云ふべき事少しく舊聞に屬すれどいざや其來歷を記せんに次郎左衞門と云ふは岡山縣の生れにて昨年六月頃例の韓國熱に犯されて渡韓せしものにて其節は國元にありて旅館兼料理店を營み兎角浮世は出歯主義や自然主義に限るとて專ら此主義を遵奉したるものなるが其子も親に劣らぬ腕前程ありて渡韓の際は明治町三丁目あたりの裏店の一間を借りて韓國側の或役所に出勤する内病氣に罹りたるが抑も自然主義を遵奉したる端緒とはなれり次郎左工門が病氣に罹りし當時同じ向側へ小川とかいふ洋服職工の夫婦が一戸を借りて居住せしが次郎左工門が病氣に罹り誰介抱するものもなく只一人苦み居るを同志のことゝて顔馴染から小川は見兼て後日に斯くなるべしとは神ならぬ身の夢にも知らず同じ我同胞なり且つは近所のことなり他所に見る譯にもならず親切に介抱し自分が出勤したる跡は妻のれ何に命じて介抱せしめしが之れが爲め次郎左右門の病氣は二人の親切にて全快せしは是れ全く小川の情にて云はゞ大恩人なるにも拘らず小川が毎日洋服職工場に通勤するを出雲の神が加護なりと次郎左工門は國に妻子のある身なるをも思はずれ何を口説き落して茲に自然主義を實行するに至りたり夫よりは二人は小川の留守中不義の樂みをなし居りしも何時しか近所の井戸端會議の問題となりしかば同所に居堪まらず姦夫姦婦は相談の上小川に轉宅を勸めたれば小川は其れとは少しも知らず云ふが儘に南山町の左る處に轉宅せしが茲にても又々一層甚しく隣近所よりの小川に物を贈り來れば亭主へは見せもせず次郎左工門へ入れ揚げ彼れも是れもと次郎左衞門が居らねば世は暗とまで思ひ込み亭主が不在中は二人の世界と誰憚らず痴話繰りて巫山戯散らし亭主が歸宅せば知らぬ顔の半右衞と澄し込み何喰はぬ顔付きにて其れ歸りさ出迎ふと云ふは驚き入たる話ならずや斯く二人が不義の快樂に耽り居ること何日まで現はれずにあるべき亦も井戸端會議の問題に上りたれば茲に留たゝまらず此度は善隣商業學校の横丁へ二人の策略にて又々移轉せしは實に圖々しき次郎左衞門にあらずや（つゞく）

●内房の破壞

二十日來の豪雨は各所に於て少からざる損害を與へたる中に南部署梧泉洞十一統六戸李純敎宅の内房破壞し六十圓餘の損害を蒙りたるも幸に人畜には異狀なかりし

●不料飲良水

十八日韓人の組織に係る舊王城附近茶會社製なりと云ふ蜜柑水並に南山町三丁目武田林太郎の製造に係るラムネを檢するに蜜柑水は著しく溷濁しラムネは浮遊物あり共に衛生上有害と認めたるに付說諭の上放棄せしめたり

一、蜜柑水二十一本ラムネ三本
一、蜜柑水十五本ラムネ五本

●糞尿の祟り

林淳化外二名は昨日午前八時四十分頃小龍洞の溝渠なる橋上より糞尿を溝渠内に投棄する所を巡回の巡査に認められ直ちに之を引捕へられたるが林を除く外二名は何れへか逃走したり

●腸窒扶斯發生

鐵道管理局合宿所第一號室給仕橋本長吉（十八）は去る十七日より發熱甚だしきため病床に就きしが昨日いよ〳〵腸窒扶斯と診定され龍山避病舍に收容さる▲同管理局同所同室岡野キヨ（二十八）も同病にて避病舍に收容さる

●腸窒扶斯

京城大和町二丁目宮内府建築場内中島力藏二十一日腸窒扶斯に罹り青坡病院に送らる

●天氣豫報（自廿二日午後六時至廿三日午後六時）

東の風曇但少雨

二十二日午前六時各地氣象概況

北又は東の風吹き京城及仁川は雨天其他は概曇天なり

廣告

西の宮た樂の述懷（三七）

◎一座氣を吞まる

夫れで無くても言ひたくつて〳〵ならなかつた平常のムシャクシャを此處ぞといふ調子で怒鳴り立てましたから相手のお客は勿論一座の方々に藝妓、女中衆までが呆氣に取られて只私のする事を誰一人手出しもせずに見て居るばかりなんでムいます其處で散々ばら言ひたい三昧を並べた末、痩せても枯れても江戸ッ兒の此らく斯樣に腐りの這入つたお仲間にやアもう〳〵片時だつて辛捧がしきれ無いから今日こそ稼業を廢めにします……皆樣如何も長らく御厄介でムいました……アバよ」といふんでフイと其座敷から飛び出しますと日頃近しくして居た朋輩衆や女中衆が「おらくさんマア如何したのさ」といつて追つて來て猶種々と慰める樣に言つて呉れましたが、如何か打ちやつといて下さいナ此覺悟は今日に始まつた事ぢやア無いのですからね」といふんではねつけ直ぐ我家へ歸つて其晩はヤケ酒をあをりつけて寢て仕舞ひ翌日になると藝妓家の片商賣に出して居た玩弄物の見世まで一所に疊み纏つた金を懷中して何處へなり何時でも出掛けられる樣にして今迄世話にもなり世話をもしたりして居た家へ暇乞旁遊びに廻り都川といふ茶屋さんへ往くと女將が奥から飛んで出で來て「おらくさんマア宜く來て呉れた……お前さんには種々と相談をしたい事が山ほどあるのさ、マア其處では咄が出來無い……彼の何や離れの新座敷へ御案內をしな」と夫れは〳〵大層な取り持ちなんでムいます斯されて見ると誰にしたからつて宜い心持で私もイツイツもので其案內された新座敷へ御輿を据ゑて居ると直ぐ女將がやつて來て「私も今朝鳥渡聞たんだがお前さんも隨分思ひ切つた事をしたのね……夫りやア日頃あゝいつた氣のお前だからあれ位の事は當然かも知れないが……」「イヽヱね女將さん歴そう々々と思つてたのは何時からだか知れませんがツイ踏ん切りがつかなくつてノンベンダラリで稼業をして居たのでムいます然し昨夜は宜いキッ掛けが見つかりましたので夫れで幕をきつたまでの咄なんですよ」「そうかい然しお前さんがタンカを切つて長らく御厄介でムいました……アバよか何かいつてスーッと引き下つた時にやア眞正皆が氣を吞まれて仕舞ひおのそらお前さんの喧嘩の相手の軍人さんなどは醉が覺めて青くなつたといふぢやア無いか」「何夫れ程でもありませんよ」「夫れはそうとおらくさんお前稼業を廢したとなると此れから差づめ何をするおつもりだい」「何といつて別に……」斯といふ考もおありで無いのか、夫ならば折入つて此私からお願があるのだがね。

●新聞料 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金[illegible]錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一ヶ月[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢▲特別廣告五號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新聞社 京城西署西小門通 電話六六三番